

扶桑町議会報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

記

対物賠償

1. 事故発生日 令和 8 年 5 月 2 7 日

2. 事故発生場所 扶桑町大字高雄字扶桑台地内

3. 当 事 者 甲 扶桑町
乙 個人

4. 事故の概要

乙の運転する車が日常的に駐車場として使用している土地へ前進で駐車しようとした際、左前輪もしくは後輪が、固定が不十分で通常より安定性が損なわれていたグレーチングと一部破損していた側溝蓋に乗り上げた。その際、グレーチングが跳ね上がり、車両下部のアンダーカバーが破損した。

5. 損害賠償額 26,158円